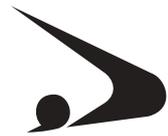


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(七三五・市町村課).....	1
保安林の指定(七三六、七三八・森林整備課).....	2
平成十六年度職業訓練指導員試験の実施(七三九・労働政策課).....	5
道路区域の変更(七四〇・道路環境課).....	9
道路区域の変更及び供用開始(七四一・道路環境課).....	10
道路区域の変更(七四二・道路環境課).....	10
建築基準法による道路位置の指定(七四三・北秋田地域振興局建設部).....	11
開発行為に関する工事の完了(七四四・秋田地域振興局建設部).....	11
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(七四五・会計課).....	11
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(科学技術課).....	11
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	12
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	12
監査委員公告	
監査結果の公表(一六).....	12

告示

秋田県告示第七百三十五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平鹿郡平鹿町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

平鹿郡平鹿町樽見内字荒屋

一七五から一八二まで、二二八の二

平鹿郡平鹿町樽見内字上荒屋

平鹿郡平鹿町樽見内字下荒屋

一から三まで、四の一、五、六、七から九までの各一部、一三の一の一部、一三の二の一部、一四の一部、一五の一、一五の二、一六の一、一七の一の一部、二〇の一部、二二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

平鹿郡平鹿町樽見内字上荒屋

一から三まで、四の一部、七の一部、八、九、一〇の一部、一一の一部、三三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

平鹿郡平鹿町樽見内字福田

平鹿郡平鹿町樽見内字下荒屋

七から九までの各一部、一〇から一二まで、一三の一の一部、一三の二の一部、一四の一部、一七の一の一部、一八の一、一九、二〇の一部、二二の一部、二二から二四まで、二四の一、二五、二六、二六の二から二六の八まで、二七から四一まで、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四から五一まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

平鹿郡平鹿町樽見内字上野

一〇の一、一一の一、一四の一、一八の一、一八

由利郡	象潟町	草木森	曲山	蛇喰	地番	字	大字	町村	都市	森 林 の 所 在 場 所		全 面 積	保安林指定 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件			
										台帳 (平方メートル)	見込み (ヘクタール)				伐採種別	立木の伐採の方法	間伐その他 の特別採択に係る	立木の伐採 の限度並び に植栽及び 間伐の方法 並びに樹種
七一の一	七一の二四	七一の二	七一の三六	七一の二	七一の二	蛇喰	松本	大内町	由利郡	六五、四二〇	六・五四二〇	三・一四〇〇	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
一七の二	一七の四	一七の二	一七の四	一七の二	一七の二	戸沢	中帳	長坂	由利郡	五八、九一八	五・八九一八	二・六九〇〇	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
二四一の一	二四一の一	二四一の一	二四一の一	二四一の一	二四一の一	山下	坂	坂	由利郡	二二、八〇四	二・二八〇四	二・二八〇四	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
二四一の二	二四一の二	二四一の二	二四一の二	二四一の二	二四一の二	山下	坂	坂	由利郡	一、九四一	〇・一九四一	〇・一九四一	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
二四一の三	二四一の三	二四一の三	二四一の三	二四一の三	二四一の三	山下	坂	坂	由利郡	三五、六二五	三・五六二五	三・五六二五	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
二四一の八	二四一の八	二四一の八	二四一の八	二四一の八	二四一の八	山下	坂	坂	由利郡	四、〇五七	〇・四〇五七	〇・四〇五七	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
二四二の一	二四二の一	二四二の一	二四二の一	二四二の一	二四二の一	山下	坂	坂	由利郡	六、九二八	〇・六九二八	〇・六九二八	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種
四〇、七四〇	二八、一七九	四〇、七四〇	二八、一七九	四〇、七四〇	二八、一七九	草木森	曲山	象潟町	由利郡	八八、〇九七	八・八〇九七	八・六七七七	干害の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすることができ、	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	立木の伐採の限度並びに植栽及び間伐の方法並びに樹種

平鹿郡平鹿町東里字上耳取
 四三の二の一部、二四八の三から二四八の五まで、
 二六四の二の一部、二六五の一部及びこれらの区
 域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに

の二、一九、一九の一、二〇、二二、二二の一、
 二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の
 八、二九、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三〇の
 二、三二の一、四三、四六の一及びこれらの区
 域に隣接介在する水路である公有地の全部

秋田県告示第七百三十六号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、
 次の森林を保安林に指定する。
 平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

樽見内字上野三二の一の地先の水路である公有地
 の一部

河辺郡	雄和町	下黒瀬	岩野沢	地番	全	面	積	保安林指定	指定の目的	指 定 施 業 要 件	
										伐採種別	立木の伐採の方法
〃	〃	〃	〃	六九の一六	八五六	〇・〇六三六	〇・〇六三六	〇・〇六三六	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	六一	一六五	〇・一五一三	〇・一五一三	〇・一五一三	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	六〇	九九	〇・〇七五八	〇・〇七五八	〇・〇七五八	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五九	九九	〇・一三七三	〇・一三七三	〇・一三七三	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五八	九九	〇・〇四九六	〇・〇四九六	〇・〇四九六	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五七	九九	〇・〇七三六	〇・〇七三六	〇・〇七三六	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五六	九九	〇・〇九一二	〇・〇九一二	〇・〇九一二	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五三	七九三	〇・七三三六	〇・七三三六	〇・七三三六	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五一	三二七	〇・一四〇〇	〇・一四〇〇	〇・一四〇〇	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	五〇	八九二	〇・六三三八	〇・六三三八	〇・六三三八	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	四九	三九六	〇・三四一六	〇・三四一六	〇・三四一六	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	四八	二九七	〇・一一二八	〇・一一二八	〇・一一二八	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	四四	一〇四一	〇・二六五一	〇・二六五一	〇・二六五一	干害の防備	り	り
〃	〃	〃	〃	四二	一〇四一	〇・九二四六	〇・九二四六	〇・九二四六	干害の防備	り	り

秋田県告示第七百三十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、
 次の森林を保安林に指定する。

平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

町村に係る
市町村森林
整備計画で
定める標準
伐期齢以上
のものとする。

南秋田郡	河辺郡						
五城目町	雄和町						
	下黒瀬						
兔品沢	岩野沢						
一〇七	一五七						
五二の一	一五八						
一七二、〇〇二	一九八						
一四八、三三八	九九						
一四、四一〇七	〇・一三〇四						
四八三、六一七	〇・二〇四七						
四二四、二二二							
四二四、二二三三							
四二四、二二三三							
四三、五六九							
二、六二〇五							
九、一〇七							
〇・八四一七							
〇・二八三〇							
〇・二八三〇							

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

次の森林を保安林に指定する。

平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

所在地	全 面 積	保安林指定	指定の目的	指 定 施 業 要 件	
				伐採種別	立木の伐採の方法
山本郡	郡市			皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
琴丘町	町村			皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
上岩川	大字			皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
北川原 戸原	字			皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
十三の六	地番			皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
一五、七九〇	台帳見込み (平方メートル)(ヘクタール)	見込面積 (ヘクタール)		皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
一・五七九〇				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
一・五七九〇				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
土砂の流出の防備				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
				皆伐	主伐として伐採することができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

<p>機械科</p> <p>一 指導方法 職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導</p> <p>(四)(三)(二)(一)</p>	<p>免許職種</p> <p>学 科 試 験 の 科 目</p>	<p>秋田県告示第七百三十九号</p> <p>職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条の規定により、次とおり平成十五年職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。</p> <p>平成十六年九月十七日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>一 試験の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成十六年十一月十九日（金）午前九時</p> <p>(二) 場所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田技術専門学校職業訓練センター</p> <p>二 実施免許職種</p> <p>(一) 学科試験を実施する免許職種 機械科 建築科 塗装科</p> <p>(二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 (一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種</p> <p>三 試験科目 (一) 学科試験を実施する免許職種</p>	<p>(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡琴丘町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>伐期齢以上のものとす</p>
<p>建築科</p> <p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科 建築工学（構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築図 関係法規）</p> <p>(二) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 専攻学科 建築設計（建築設計 設備設計 建築計画） 施工法（建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算） 材料（建築用材料）</p> <p>(3)</p>	<p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科 機械工学（機械要素 機構と運動） 材料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤）</p> <p>(2)(1) 工作法（NC工作法 機械工作法 ジグ 工具） 測定法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験）</p> <p>(4)(3) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 専攻学科 加工法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法） 機械製図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）</p> <p>(5)</p>		

学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	免許職種に關し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に關し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者	免許職種に關し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	長期課程の指導員訓練を修了した者	資格	必要とする実務経験年数	四 受験資格	(二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規	塗装科 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。
										二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) デザイン(文字 構成 色彩 模様) (2) 塗装一般(塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規) (3) 安全衛生(安全管理 衛生管理) (二) 専攻学科 塗装法(金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算)

学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法による高等学校を卒業した者	厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	(一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	(二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	(三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	(四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	実務経験のみの者	ボイラー及び压力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)によるボイラー溶接士免許を有する者	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	三年以上 五年以上 二年以上 三年以上 三年以上 三年以上 四年以上 八年以上 不要 不要 不要 不要 不要 不要
-------------------------------------	--------------------	--	--	--	--	--	----------	--	---	--	--	---	--

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)による電気管理士の免状を有する者	電波法(昭和二十五年法律第三十一号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	エネルギーの使用の合理化に関する法律による熱管理士の免状を有する者	測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要						
--	---	--	--	---------------------------------	---	---	-----------------------------------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有する者	公認会計士法(昭和二十三年法律第三十号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不 要							
---	--	--	---	---	---	--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

この表に掲げる者のほか、厚生労働大臣が別に定めるところによりこれらの者と同等以上の実務経験又は能力を有すると認められる者
 次のいずれかに該当する者は、受験できない。
 (一) 成年被後見人又は被保佐人
 (二) 禁こ以上の刑に処せられた者
 (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
 (四) 実技試験及び学科試験の免除
 (五) 実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
	免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者 (ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		学科試験のうち指導方法

実施職種	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

六 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験申請書
- (二) 添付書類

1 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通
 2 写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 一枚
 3 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 一通

七 受験申請用紙の交付

- (一) 期間
平成十六年九月二十七日(月) から十月十四日(木) まで
- (二) 場所

交付場所	所在地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田郡鷹巣町綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十二
秋田県立大曲技術専門学校	大曲市住吉町二番六号
秋田県立横手技術専門学校	横手市赤坂字仁坂百五番地
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山二百十四番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目六番二十二号
鷹巣阿仁職業訓練協会	北秋田郡鷹巣町花園町十五番一号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑一番二十号
男鹿職業訓練協会	男鹿市船川港船川字海岸通二号十四番一号
本荘由利職業訓練協会	本荘市石脇字田尻三十番地
大曲仙北職業訓練協会	大曲市田町三番一号
角館職業訓練協会	仙北郡角館町岩瀬字外ノ山十九番地
横手地方職業能力開発協会	横手市前郷字下三枚橋百六十三番地
湯沢雄勝職業訓練協会	湯沢市愛宕町四丁目一番十九号

八 受験申請書の受付

- (一) 期間
土曜日及び日曜日を除き、平成十六年九月二十七日(月) から十月十四日(木)

郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号)にあて先を明記し、産業経済労働部労働政策課へ申し込むこと。

九 受験手数料

- (一) 額
学科試験 三千百円
納付方法
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。
- (二) 合否判定の基準

受 付 場 所	所 在 地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田郡鷹巣町綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十二
秋田県立大曲技術専門学校	大曲市住吉町二番六号
秋田県立横手技術専門学校	横手市赤坂字仁坂百五番地

十 合否判定の基準

- (一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (二) 指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(一)は、指導方法に限り合格とする。
- (三) 系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(一)は、当該学科に限り合格とする。

十一 その他

- (一) 試験結果の発表
平成十六年十二月中旬に、受験者に書面で通知する。
- (二) 試験についての問い合わせ先
産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二三三二)

秋田県告示第七百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。
平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百八号	由利郡矢島町川辺字小坂七二番一から七二番四まで		一三三・〇〇〇〇 九五・〇〇〇	〇・一六五
			百八号	"		一三三・〇〇〇〇 七一・〇〇〇	〇・一六五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年九月十七日から同月三十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百四十一号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十五号	南秋田郡五城目町字石田六ヶ村壇添一七番四地先から字羽黒前一六番二地先まで		一一二・〇〇〇〇 三三・〇〇〇	〇・四二五
			二百八十五号	"		一一二・〇〇〇〇 三三・〇〇〇	〇・四二五

二 供用開始の期日 平成十六年九月十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年九月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第七百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県道		新	旧
	西滝沢館線	西滝沢館線	由利郡由利町山本字下野六九番から本荘市館字中島三七五番一まで
	西滝沢館線	由利郡由利町山本字下野六九番から本荘市雪車町字岡田四三番一まで	一〇・〇〇〇、一四・〇〇〇
			一〇・〇〇〇、九五・〇〇〇
			八・〇〇二
			八・七七三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年九月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第七百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田郡鷹巣町坊沢字深閑街道下五十九番地	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東上綱八十八番一の内	三四・九メートル	四・〇メートル	平成十六年九月七日

秋田県告示第七百四十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年八月二日付け指令秋建 三 二十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年九月十七日

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南秋田郡飯田川町飯塚字塞ノ神百四十三番地三
 株式会社 日本ケアシステム 代表取締役 平野昇司
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 男鹿市船越字内子二百九十四番千七百六十七、二百九十四番千八百三十八、二百九十四番千八百四十、二百九十四番千九百十六、二百九十四番二千二十五、二百九十四番二千二十六、二百九十四番二千二十七及び三百八十二

売りさばき人の住所及び氏名

変更後

変更前

秋田市山王四丁目一番五号
 社団法人秋田県交通安全協会

秋田市千秋明徳町一番九号
 社団法人秋田県交通安全協会

秋田県告示第七百四十五号

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 二百七十二台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

県立大学事務局 秋田市下新城中野字街道端西二百四十一番地七

三 落札者を決定した日

平成十六年八月十二日

四 落札者の名称及び住所

株式会社アイシーエヌ秋田支店 秋田市山王二丁目一番五十四号

五 落札金額

四千九百九十九万四百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十六年七月二日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の下届があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺百八十番地

館越字館回二百三十六番地

本間善信

宮川正實

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄和土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

監査委員公告

監査結果公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成16年9月17日

秋田県監査委員 安原正典
秋田県監査委員 菅山和夫
秋田県監査委員 小田田義典
秋田県監査委員 小田田和夫

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
企 業 局	平成16年7月6日	安菅山小 正龍昭和 義典郎夫
	平成16年7月8日	安菅山小 正龍昭和 義典郎夫
脳 血 管 研 究 セ ン タ ー	平成16年7月7日	安菅山小 正龍昭和 義典郎夫
	平成16年7月9日	安菅山小 正龍昭和 義典郎夫
リハビリテーション・精神医療センター	平成16年7月7日	安菅山小 正龍昭和 義典郎夫

	山田昭郎 小玉和夫
平成16年7月9日	安代正典 菅原昭郎 山田和夫 小玉

(企業局)

1 監査の対象

平成15年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

(1) 電気事業会計

ア 売電電力量及び電力料収入実績

釜畑発電所ほか14発電所
売電電力量 458,730,699kwh
電力料収入 3,659,595,635円

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	3,809,194,000	3,865,020,176		
支出	3,611,600,000	3,578,934,670		32,665,330

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	2,101,361,000	2,101,247,793		
支出	1,224,836,000	1,195,336,773	6,856,000	22,643,227

資本的収入額(他会計からの長期貸付金償還金2,100,000,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,194,088,980円は、減債積立金413,000,000円、中小水力発電開発改良積立金18,827,334円、過年度分損益勘定留保資金743,368,285円及び当年度分消費税資本的収支調整額18,893,361円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の総収益は3,681,625,742円、総費用は3,414,433,597円で、差引き267,192,145円の純利益となっている。

(2) 土地造成・資金運用事業会計

ア 土地の取得及び売却状況

(単位：㎡)

前年度末残面積	当年度取得面積	当年度売却面積	当年度末残面積
2,848,975.86	535,455.20	14,444.39	3,369,986.67

イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	114,997,000	116,686,846		
支出	1,497,438,000	1,460,663,069		36,774,931

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	2,698,633,000	2,698,702,688		
支出	4,951,681,000	4,919,145,292		32,535,708

資本的収入額(固定資産売却代金105,063,923円を除く。)が資本的支出額に不足する額2,325,506,527円は、土地造成・資金運用積立金224,200,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,101,306,527円で補てんしている。

ウ 経営成績
 当年度の総収益は116,686,846円、総費用は1,460,663,069円で、差し引き
 1,343,976,223円の純損失となっている。

(3) 工業用水道事業会計

ア 給水量及び収入実績

秋田工業用水道

契約給水量 57,505,188 m³
 実績給水量 51,181,997 m³
 収入金額 848,473,166円

イ 当年度に実施した建設改良工事等 (単位：円)

事業名	支出額
秋田工業用水道改良費	769,479,403
秋田第二工業用水道建設事業費	264,513,254
工業用水道玉川ダム水源事業費	572,199,611
合計	1,606,192,268

ウ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	970,614,000	970,501,358		
支出	734,113,000	721,749,035		12,363,965

資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	2,130,745,000	2,130,743,579		

支出	2,701,312,000	2,673,937,616	27,374,384
----	---------------	---------------	------------

資本的収入額が資本的支出額に不足する額543,194,037円は、減債積立金
 169,784,343円、過年度分損益勘定留保資金332,485,280円、当年度分消費税
 資本的収支調整額36,550,201円及び過年度分消費税資本的収支調整額
 4,374,213円で補てんしている。

工 経営成績

当年度の総収益は915,042,645円、総費用は709,839,483円で、差し引き
 205,203,162円の純利益となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に執行
 されていると認められた。

なお、男鹿桜島荘の備品等の資産処理において、次のとおり留意改善を要する事
 項があったので、今後、適切に処理すること。

(1) 売却予定価格の積算に当たり、貨物自動車等の一部物品について積算されてい
 なかった。

(2) 同施設で営業する場合、十分利用価値がある食器棚や電子レンジ等の物品が、
 一般の古物商からの見積額だけを参考に、安価に売却されていた。

(病院事業会計)

1 監査の対象

平成15年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

ア 病床利用状況

区 分	総病床数	一日平均患者数(入院)	病床利用率
脳血管研究センター	床 160	人 101.3	% 63.3
リハビリテーション・ 精神医療センター	300	235.4	78.5
計	460	336.7	73.2

イ 診療実績

区 分	患者延 人 員			収 入		
	入 院	外 来	計	入 院	外 来	計
脳 血 管 研 究 セ ン タ ー	人 37,076	人 44,824	人 81,900	円 1,403,396,772	円 534,782,065	円 1,938,178,837
リハビリテーション・精神医療センター	86,173	14,005	100,178	1,514,304,728	153,154,543	1,667,459,271
計	123,249	58,829	182,078	2,917,701,500	687,936,608	3,605,638,108

ウ 予算の執行状況
収益的収支

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額
脳 血 管 研 究 セ ン タ ー	3,872,569,000	3,914,225,867		
リハビリテーション・精神医療センター	3,944,646,000	3,966,608,573		
計	7,817,215,000	7,880,834,440		
脳 血 管 研 究 セ ン タ ー	3,880,059,000	3,813,168,493		66,890,507
リハビリテーション・精神医療センター	3,817,693,000	3,716,775,472		100,917,528
計	7,697,752,000	7,529,943,965		167,808,035

資本的収支

区 分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額
収				
脳血管研究センター	417,000,000	398,000,000		
入				
リハビリテーション・ 精神医療センター				
計	417,000,000	398,000,000		
支				
脳血管研究センター	1,093,069,000	1,064,105,855		28,963,145
出				
リハビリテーション・ 精神医療センター	542,878,000	542,877,672		328
計	1,635,947,000	1,606,983,527		28,963,473

(単位：円)

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,208,983,527円は全額を過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。

エ 経営成績

当年度の総収益は7,875,003,936円(脳血管研究センター 3,909,072,315円、リハビリテーション・精神医療センター 3,965,931,621円)、総費用は7,571,292,110円(脳血管研究センター3,839,781,500円、リハビリテーション・精神医療センター 3,731,510,610円)で、差し引き303,711,826円の純利益となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、次のとおり留意改善を要する事項があったので、所要の措置を講ずるとともに、今後、適切に処理すること。

(1) 脳血管研究センター

ア 未収金の回収に一層努めること。

イ 本来競争入札に付すべき洗濯業務委託、寝具借受、薬品及び診療材料購入等

の単価契約を随意契約していた。
 (2) リハビリテーション・精神医療センター
 ア 未収金の回収に一層努めること。
 イ 尿検査装置を購入したにもかかわらず、修繕したこととして事務処理していた。
 ウ 扶養手当において、認定誤りにより誤支給していた。

出 張

ペーシ	出	張	出
平成十六年九月三日付の秋田県公報第千六百三十四号掲載の秋田県告示第七百一十一号(建設業法に定める買掛金支払の期日)	十一	代表取締役 三 廣和	代表取締役 吉川 廣和

発行所 秋 田 県

秋田県庁本館一階一課一市

印刷所

購読料

一円三十三文(税別)

印刷者

秋田県山王町丁五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 82-8766 FAX 82-8766
 E-mail: matsubarainatsu.co.jp
 秋田県山王町丁五番二十九号
 松原印刷社